習志野市個人情報保護条例の見直しの方向性

令和４年８月２４日
習志野市個人情報保護審議会
資　料　３

見直しの背景

これまで

対象	法令
国の行政機関	行政機関個人情報保護法
独立行政法人等	独立行政法人等個人情報保護法
民間事業者	個人情報保護法
地方公共団体	個人情報保護条例
	個人情報保護条例
	個人情報保護条例

見直し後

対象	法令
すべて	新個人情報保護法 ＋ 条例

- 地方公共団体の個人情報保護制度については、これまで各団体の各々の条例に基づき運用してきたところ。本市においても平成11年４月に習志野市個人情報保護条例を施行。
- しかしながら、国における個人情報保護制度の見直し（新個人情報保護法に一本化）に伴い、地方公共団体についても新法で規定された全国的な共通ルールを適用し運用することとなった。
- 基本的に新法に則って本市の個人情報保護事務を遂行するが、新法において、地方公共団体においては特に必要とされる部分について条例で定めることが可能とされている。
- この必要な部分を条例で規定。

新個人情報保護法経過

- 令和３年５月12日国会可決
- 令和３年５月19日公布
- 施行日は公布の日から起算して２年を超えない範囲内

条例見直しスケジュール(予定)

令和４年12月議会条例上程 → 令和５年１月～３月施行に向けて準備 → 令和５年４月１日施行

※国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者は令和４年４月に施行済。地方公共団体においては、施行までの手続きを鑑み、令和５年４月１日施行となっている。

新条例の考え方(案)

- 基本的に現在の条例で定める手続き等を継続する。

条例で定める内容(想定)

- 開示請求手数料
- 開示決定の期限
- 開示決定の延長
- 個人情報取扱事務届出

など